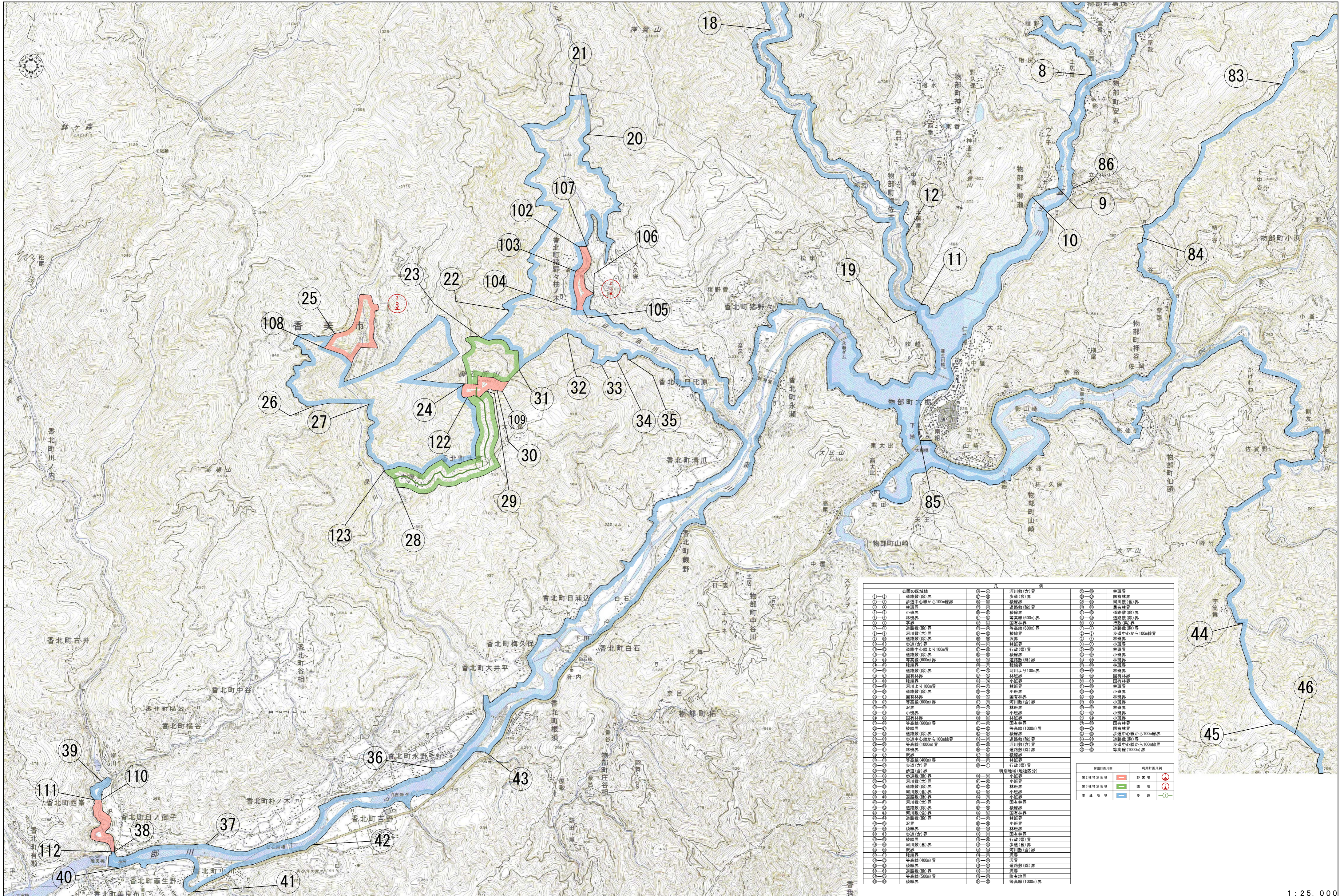


奥物部県立自然公園区域及び公園計画図



公園の区域線		凡		河川敷(含)界		林班界	
①	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
②	歩道中心線から100m線界	○	○	○	○	○	○
③	林班界	○	○	○	○	○	○
④	小班界	○	○	○	○	○	○
⑤	林班界	○	○	○	○	○	○
⑥	林班界	○	○	○	○	○	○
⑦	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
⑧	林班界	○	○	○	○	○	○
⑨	林班界	○	○	○	○	○	○
⑩	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
⑪	林班界	○	○	○	○	○	○
⑫	林班界	○	○	○	○	○	○
⑬	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
⑭	林班界	○	○	○	○	○	○
⑮	林班界	○	○	○	○	○	○
⑯	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
⑰	林班界	○	○	○	○	○	○
⑱	林班界	○	○	○	○	○	○
⑲	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
⑳	林班界	○	○	○	○	○	○
㉑	林班界	○	○	○	○	○	○
㉒	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
㉓	林班界	○	○	○	○	○	○
㉔	林班界	○	○	○	○	○	○
㉕	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
㉖	林班界	○	○	○	○	○	○
㉗	林班界	○	○	○	○	○	○
㉘	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
㉙	林班界	○	○	○	○	○	○
㉚	林班界	○	○	○	○	○	○
㉛	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
㉜	林班界	○	○	○	○	○	○
㉝	林班界	○	○	○	○	○	○
㉞	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
㉟	林班界	○	○	○	○	○	○
㊱	林班界	○	○	○	○	○	○
㊲	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
㊳	林班界	○	○	○	○	○	○
㊴	林班界	○	○	○	○	○	○
㊵	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
㊶	林班界	○	○	○	○	○	○
㊷	林班界	○	○	○	○	○	○
㊸	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
㊹	林班界	○	○	○	○	○	○
㊺	林班界	○	○	○	○	○	○
㊻	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
㊼	林班界	○	○	○	○	○	○
㊽	林班界	○	○	○	○	○	○
㊾	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
㊿	林班界	○	○	○	○	○	○
1	林班界	○	○	○	○	○	○
2	林班界	○	○	○	○	○	○
3	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
4	林班界	○	○	○	○	○	○
5	林班界	○	○	○	○	○	○
6	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
7	林班界	○	○	○	○	○	○
8	林班界	○	○	○	○	○	○
9	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
10	林班界	○	○	○	○	○	○
11	林班界	○	○	○	○	○	○
12	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
13	林班界	○	○	○	○	○	○
14	林班界	○	○	○	○	○	○
15	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
16	林班界	○	○	○	○	○	○
17	林班界	○	○	○	○	○	○
18	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
19	林班界	○	○	○	○	○	○
20	林班界	○	○	○	○	○	○
21	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
22	林班界	○	○	○	○	○	○
23	林班界	○	○	○	○	○	○
24	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
25	林班界	○	○	○	○	○	○
26	林班界	○	○	○	○	○	○
27	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
28	林班界	○	○	○	○	○	○
29	林班界	○	○	○	○	○	○
30	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
31	林班界	○	○	○	○	○	○
32	林班界	○	○	○	○	○	○
33	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
34	林班界	○	○	○	○	○	○
35	林班界	○	○	○	○	○	○
36	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
37	林班界	○	○	○	○	○	○
38	林班界	○	○	○	○	○	○
39	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
40	林班界	○	○	○	○	○	○
41	林班界	○	○	○	○	○	○
42	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
43	林班界	○	○	○	○	○	○
44	林班界	○	○	○	○	○	○
45	道路敷(線)界	○	○	○	○	○	○
46	林班界	○	○	○	○	○	○

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平22業振、第299号) ・承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」